

平成22年 第1回定例会

予算決算常任委員会 政策総務分科会 提出資料

◎議案事項

- 1 議案第2号
平成22年度三重県一般会計予算について 1
- 2 議案第3号
平成22年度三重県県債管理特別会計予算について
議案第22号
三重県特別会計条例及び三重県県債管理基金条例の一部を改正する条例案について . . . 2
- 3 議案第25号
三重県県税条例の一部を改正する条例案について 8
- 4 議案第53号 (追加提案)
平成21年度三重県一般会計補正予算 (第13号) について 11

◎所管事項

- 1 平成22年度税制改正等に伴う県税条例改正の概要について 17

平成22年3月15日

総 務 部

◎議案事項

議案第2号

平成22年度三重県一般会計当初予算について

(県税収入予算について)

平成22年度県税収入については、2,005億2,000万円で平成21年度当初予算と比べ258億9,900万円(前年度比△11.4%)の減収になると見込んでいます。

主な要因としては、個人県民税が景気低迷による個人所得の減などにより61億3,900万円(前年度比△9.2%)、法人二税が企業収益の悪化及び地方法人特別税の平年化により190億9,900万円(前年度比△35.9%)、軽油引取税が物流の減少による軽油消費量の減により25億6,200万円(前年度比△11.1%)の減収になると見込んでいます。

一方、地方消費税が輸出の減に伴う還付額の減による譲渡割の増などにより49億7,600万円(前年度比15.1%)の増収になると見込んでいます。

(単位：百万円、%)

事項 税目	21年度 当初予算額 (A)	22年度 当初予算額 (B)	比較 (B)-(A)=(C)	前年度比 (%) (C)/(A)	平成22年度 税制改正に よる影響額	備考 (22年度当初 / 21年度当初)
個人県民税	66,572	60,433	△ 6,139	△ 9.2		景気低迷による個人所得の減及び 公募証券投資信託の減
法人県民税	9,815	7,465	△ 2,350	△ 23.9		企業収益の悪化による減
法人事業税	43,416	26,667	△ 16,749	△ 38.6	△ 30	企業収益の悪化による減、地方法 人特別税の平年化による減
地方消費税	33,001	37,977	4,976	15.1	4	輸出の減に伴う還付額(控除額)の 減による譲渡割の増
不動産取得税	6,127	4,805	△ 1,322	△ 21.6	16	不動産取引の減
県たばこ税	3,541	3,421	△ 120	△ 3.4	106	税率が平成22年度10月1日から引 上げられるが、消費数量の減少に よる減
自動車取得税	4,939	4,041	△ 898	△ 18.2	△ 10	時限的負担軽減措置(エコカー減 税)による減
軽油引取税	23,078	20,516	△ 2,562	△ 11.1		物流の減少による軽油消費量の減
自動車税	29,094	28,892	△ 202	△ 0.7		課税台数の減
その他の税	6,836	6,303	△ 533	△ 7.8		
県税計	226,419	200,520	△ 25,899	△ 11.4	86	
地方法人 特別譲与税	11,671	18,629	6,958	59.6	△ 19	地方法人特別税の平年化による増
合計	238,090	219,149	△ 18,941	△ 8.0	67	
法人二税	53,231	34,132	△ 19,099	△ 35.9	△ 30	
法人二税+地方 法人特別譲与税	64,902	52,761	△ 12,141	△ 18.7	△ 49	

議案第3号

平成22年度三重県県債管理特別会計予算について

議案第22号

三重県特別会計条例及び三重県県債管理基金条例の一部を改正する条例案について

1 条例の一部改正案の概要

平成22年度からの市場公募債の導入にかんがみ、公債費に関する経理の明確化を図るため、「三重県県債管理特別会計」を新たに設置します。このため、既存の「三重県特別会計条例」及び「三重県県債管理基金条例」の2つの条例の規定を整備するものです。

(1) 「三重県特別会計条例」の一部改正案の概要

ア これまで一般会計で経理していた公債費については、新たに設置する特別会計に移管して経理します。

これを受け、県の特別会計に「三重県県債管理特別会計」（以下「特別会計」という。）を新設します。（別紙1・2参照）

イ 特別会計の歳入歳出は次のとおりとします。

【歳入】 一般会計繰入金、県債管理基金繰入金、借入金（借換債）、諸収入

【歳出】 償還金及び利子、県債管理基金積立金、諸支出金

(2) 「三重県県債管理基金条例」の一部改正案の概要

ア 市場公募債（満期一括償還県債）の満期到来時に償還する財源を確保するため、毎年発行額の30分の1ずつを30年かけて「三重県県債管理基金」に積み立てます。

イ 「三重県県債管理基金」への積立て及び取崩しを、特別会計において経理します。

2 予算措置の状況

(1) 平成22年度当初予算 歳出額

1, 059億5, 708万円（特別会計）

（内訳）

・元金償還金	863億4, 228万5千円
・利子償還金	189億3, 127万7千円
・基金積立金	6億6, 666万7千円
・手数料等	1, 685万1千円

なお、当該予算は、これまで一般会計で支出していたものを新たに設置する特別会計に付け替えるだけであり、新たに支出が増えるわけではありません。

(2) 債務負担行為の設定

ア 他の自治体と共同で発行する共同発行市場公募債を発行する場合には、投資家に対して債務償還の信頼性を高め、発行金利を低くするため、他の自治体が発行する分についても連帯債務を負うルールとなっています。

このため、この連帯債務にかかる債務負担行為の限度額としては、共同発行総額から本県の発行額を除いた額及びこれに対する利子相当額となります。

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務(平成22年度発行分)	平成22～32年度	共同発行団体による共同発行の総額1,620,000,000千円から三重県の調達額を除いた額及びこれに対する利子相当額

※1 共同発行市場公債債は、10年満期一括償還の地方債である。

※2 三重県の調達予定額は、10,000,000千円である。

イ 一方、共同発行団体の同士間では、自己調達に係る額を他の団体に負担させないことを担保するため、各団体連名で、自己調達分の履行を確実に果たす旨を明記した「地方債の共同発行に関する協定書」を毎年度当初に締結しています。

この担保により、共同発行市場公募債に係る債務負担行為は、現実には将来の本県の負担とはならないため、法律上も地方財政健全化法の「将来負担比率」には算入されません。

○三重県特別会計条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案		現行	
別表第一(第一条関係)		別表第一(第一条関係)	
名称	設置目的	名称	設置目的
三重県県債管理特別会計	一般会計に係る公債費(借換債分を含む。)に関する経理の適正を図る。		
三重県交通災害共済事業特別会計	交通事故による災害を受けた者を救済するための事業の円滑な運営とその経理の適正を図る。	三重県交通災害共済事業特別会計	交通事故による災害を受けた者を救済するための事業の円滑な運営とその経理の適正を図る。
別表第二(第二条関係)		別表第二(第二条関係)	
名称	歳入とする収入	名称	歳入とする収入
三重県県債管理特別会計	1 一般会計からの繰入金		
別会計	2 県債管理基金繰入金		
	3 借入金		
	4 財産収入		
	5 付属諸収入		
三重県交通災害共済事業特別会計	1 共済掛金収入	三重県交通災害共済事業特別会計	1 共済掛金収入
	2 一般会計からの繰入金		2 一般会計からの繰入金
	3 三重県交通災害共済事業基金から生ずる収入及び繰入金		3 三重県交通災害共済事業基金から生ずる収入及び繰入金
	4 繰越金		4 繰越金
	5 付属諸収入		5 付属諸収入
名称	歳出とする経費	名称	歳出とする経費
三重県県債管理特別会計	1 借入金の償還金及び利子		
別会計	2 県債管理基金積立金		
	3 その他の諸支出		
三重県交通災害共済事業特別会計	1 交通災害共済事業の実施に要する人件費及び事業費	三重県交通災害共済事業特別会計	1 交通災害共済事業の実施に要する人件費及び事業費
	2 その他の諸支出		2 その他の諸支出

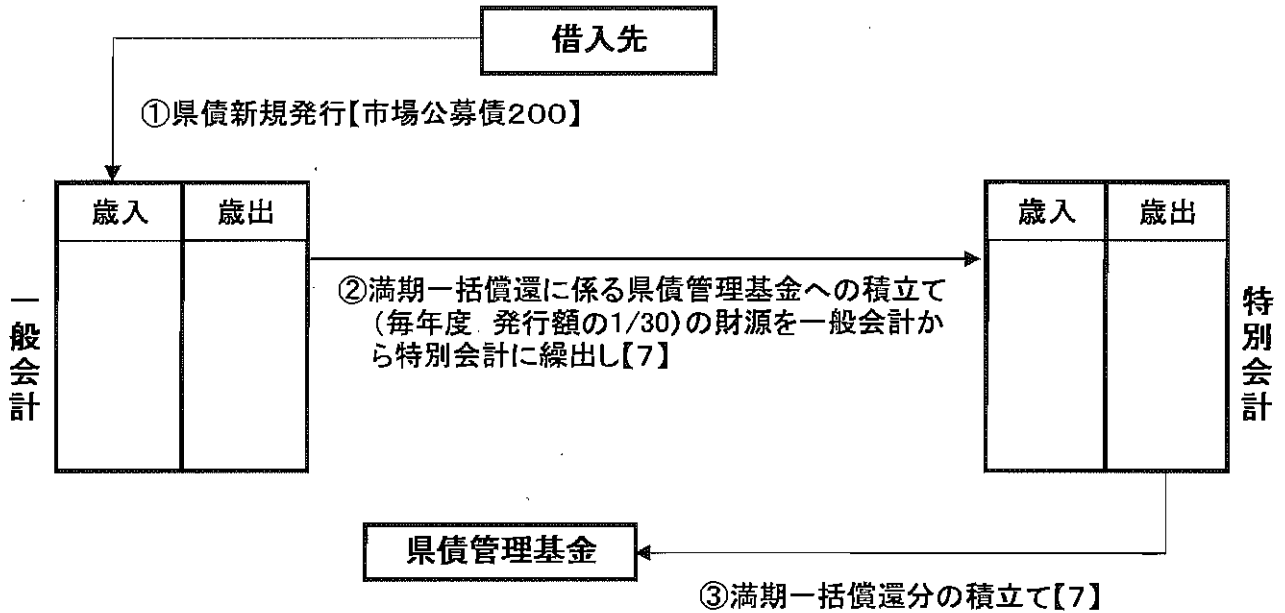
○三重県県債管理基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(積立て等)</p> <p>第二条 基金は、三重県県債管理特別会計(以下「特別会計」という。)歳入歳出予算で定める額を積み立てる。</p> <p>2 償還期限満了の日において元金の全部を償還することとして起こした県債(以下「満期一括償還県債」という。)の償還の財源に充てるための積立てについては、知事が別に定めるところにより行うものとする。</p> <p>3 基金の運用から生ずる収益は、特別会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第三条 基金のうち、前条第二項の規定により積み立てた部分(以下「満期一括償還県債に係る基金」という。)は、その他の部分と区分して管理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第五条 基金は、県債の償還の財源に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分することができる。ただし、満期一括償還県債に係る基金については、満期一括償還県債の償還の財源に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分するものとする。</p>	<p>(積立て)</p> <p>第二条 基金は、一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てる。</p> <p>(管理)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第六条 基金は、県債の償還の財源に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分することができる。</p>

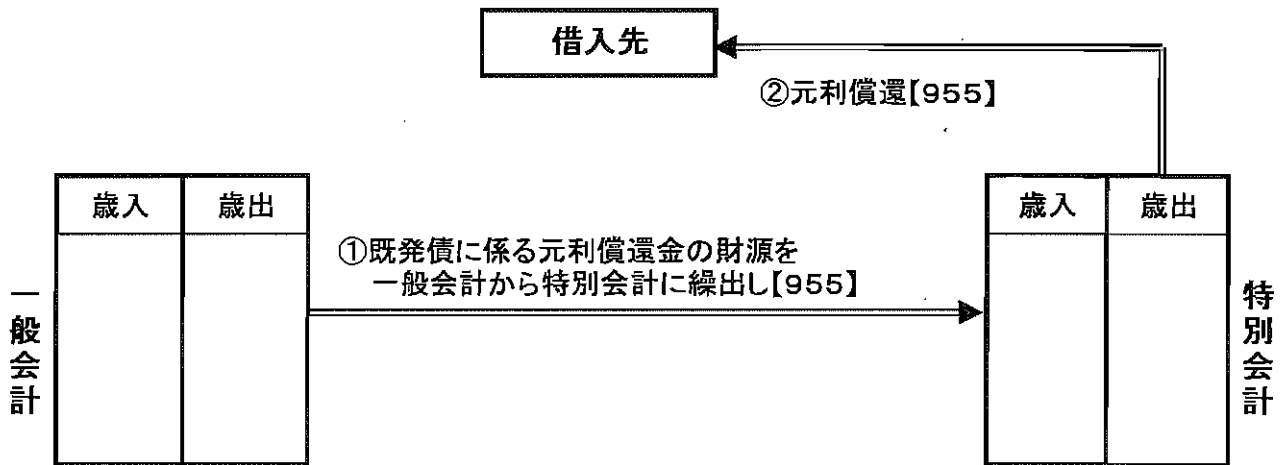
県債の種類別 資金フロー図(平成22年度当初予算)

(単位:億円)

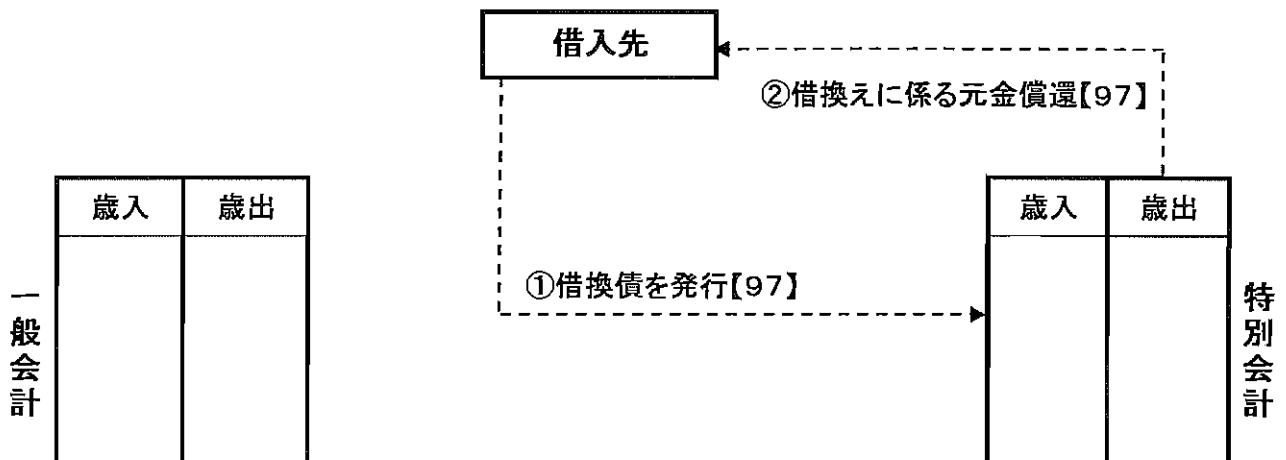
1. 新発債(新規発行の県債)に係る資金フロー



2. 既発債に係る資金フロー

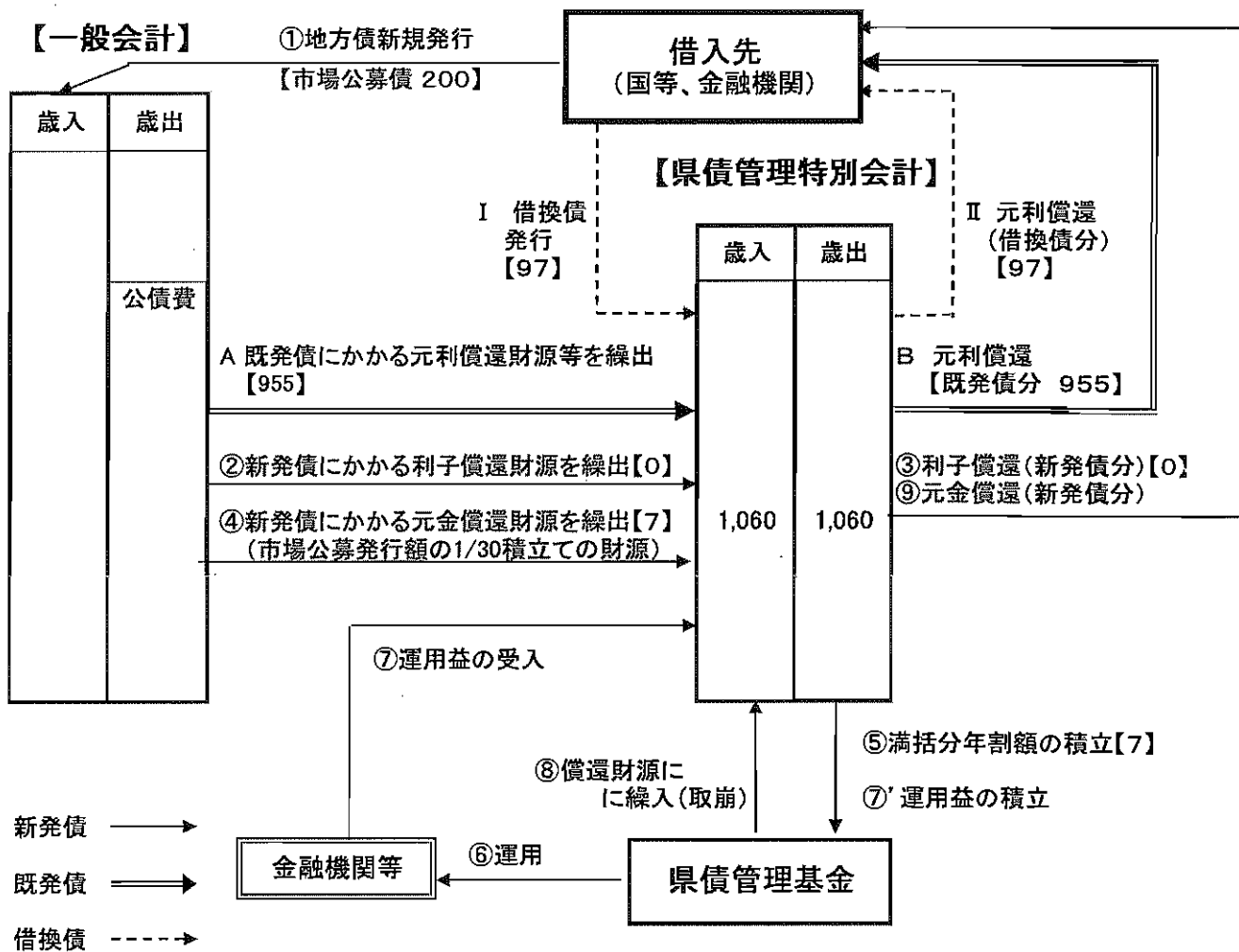


3. 借換債に係る資金フロー



三重県県債管理特別会計の資金フロー(総括)

【平成22年度予算 単位:億円】



- ① 新発債は、一般会計にて直入(一般会計の普通建設事業の財源を、特別会計繰入金ではなく、地方債とするため)
- ② 新発債にかかる利子償還の財源を一般会計から特別会計に繰出し。
- ③ 新発債にかかる利子償還。
- ④ 満期一括償還に備えるため地方債の新規発行額の1/30を県債管理基金に積み立てるが、一般会計から特別会計に財源を繰出し。
- ⑤ 満期一括償還債新規発行額の1/30を積立。
- ⑥ 積立てた基金を中長期の国債にて資金運用。
- ⑦ 基金運用益は特別会計にて受け入れるとともに、同額を基金に積み立て。
- ⑧ 新規発行債の満期一括償還時に、積立てた基金を取崩して、償還財源に充当。
- ⑨ 新発債にかかる元金償還。

既発債 A 既発債にかかる元利償還財源を繰出し。
 B 既発債にかかる元利償還。

借換債 I 借換債は、特別会計にて受入。
 II 借換債にかかる元利償還。

三重県県税条例の一部を改正する条例案について

(個人県民税対策について)

1 「個人住民税特別滞納整理班」の新設

個人県民税は市町長が市町民税とあわせて賦課徴収することとなっていますが、三位一体改革に伴う税源移譲により個人県民税の収入未済額は大幅に増加しており、平成20年度決算で約50億円と収入未済額全体の約7割を占め、個人県民税の徴収対策が重要な課題となっています。

個人県民税の収入未済額

(単位：百万円)

		H16	H17	H18	H19	H20
収入未済額	個人県民税 (A)	3,203	3,031	2,937	4,139	5,050
	県税計 (B)	6,252	5,602	5,624	6,444	7,016
	構成比 (A/B)	51.2%	54.1%	52.2%	64.2%	72.0%

そのため、県と市町がこれまで以上に協働して個人住民税対策に取り組むことができるように、「個人住民税特別滞納整理班」を新設し、これに合わせて下記のとおり条例を改正します。

県税条例の改正内容

これまでは、各県税事務所で地方税法第48条に基づく個人住民税の直接徴収を実施していましたが、同班（本庁・紀州県税事務所）で集中して実施できるように条例改正するものです。

※地方税法第48条

滞納となっている個人住民税（個人県民税＋個人市町民税）については、県が市町から徴収権を引き継いで徴収及び滞納処分をすることができます。

【同班の体制】

個人住民税の滞納整理を進めるため、税務政策室と紀州県税事務所に設置します。

リーダー：滞納整理特命監（課長級）

スタッフ：副室長1名、県職員4名、市町派遣職員8～10名

（うち紀州県税事務所駐在：県職員1名、市町派遣職員2～3名）

【実施期間】

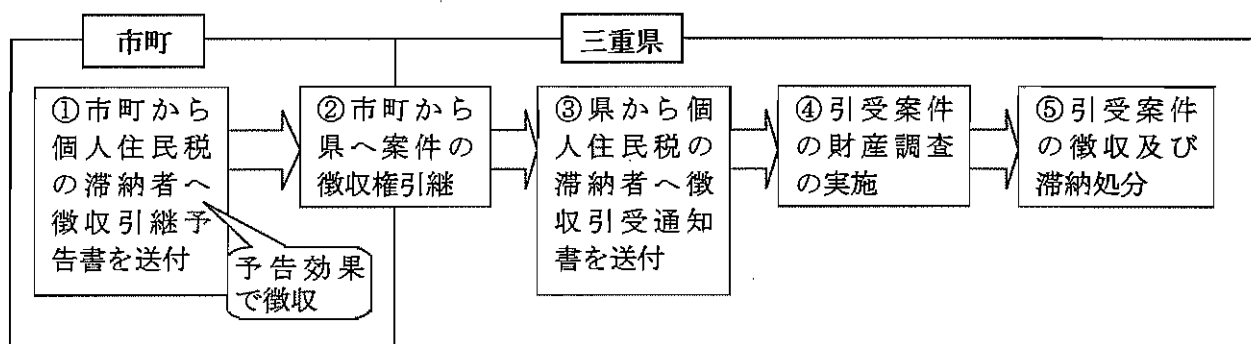
平成22年4月～ ※市町派遣職員の受入期間（半年～1年間）

【実施方法等】

- ・ 地方税法第48条の徴取引継（県による直接徴収）を活用。
- ・ 市町から同班に職員を受け入れ、県と市町の協働により個人住民税の滞納整理を実施。
- ・ 滞納整理業務に精通した県職員を配置し、県がこれまで蓄積してきた滞納整理のノウハウを市町職員と共有。

- ・ 一カ所で集中して大量に組織的に滞納整理を進めることにより、大きな成果が期待できる。

【実施手順】



<参 考>

これまでの主な個人県民税対策

- (1) 「県税滞納整理併任職員」制度の設置（平成12年度～）
県と市町の双方の身分を持つ徴税職員を県から各市町に派遣し、市町税の滞納整理を支援。なお、平成21年度から市町に対する「県税滞納整理併任職員」の集中派遣を実施。
- (2) 「県・市町滞納整理相互併任職員」制度の設置（平成14年度～）
市町の職員を県税職員として受け入れ、差押処分等の滞納整理手法等を共有。
- (3) 「三重県地方税収確保対策連絡会議」の設置（平成13年度～）
副知事を会長に市町から副市町長等が参加し、県・市町間の税務行政に関する協議・調整や職員研修等を実施。
- (4) 「三重地方税管理回収機構」の設置（平成16年度～）
県内全市町を構成団体とする「三重地方税管理回収機構」を設置し、市町税の滞納案件の処理を実施。
- (5) 「個人住民税特別徴収の促進取組」（平成21年度～）
県内各事業所に対し、個人住民税の特別徴収の法的要件について周知を図ることを目的として、市町と協働して下記のとおり取り組みを実施。

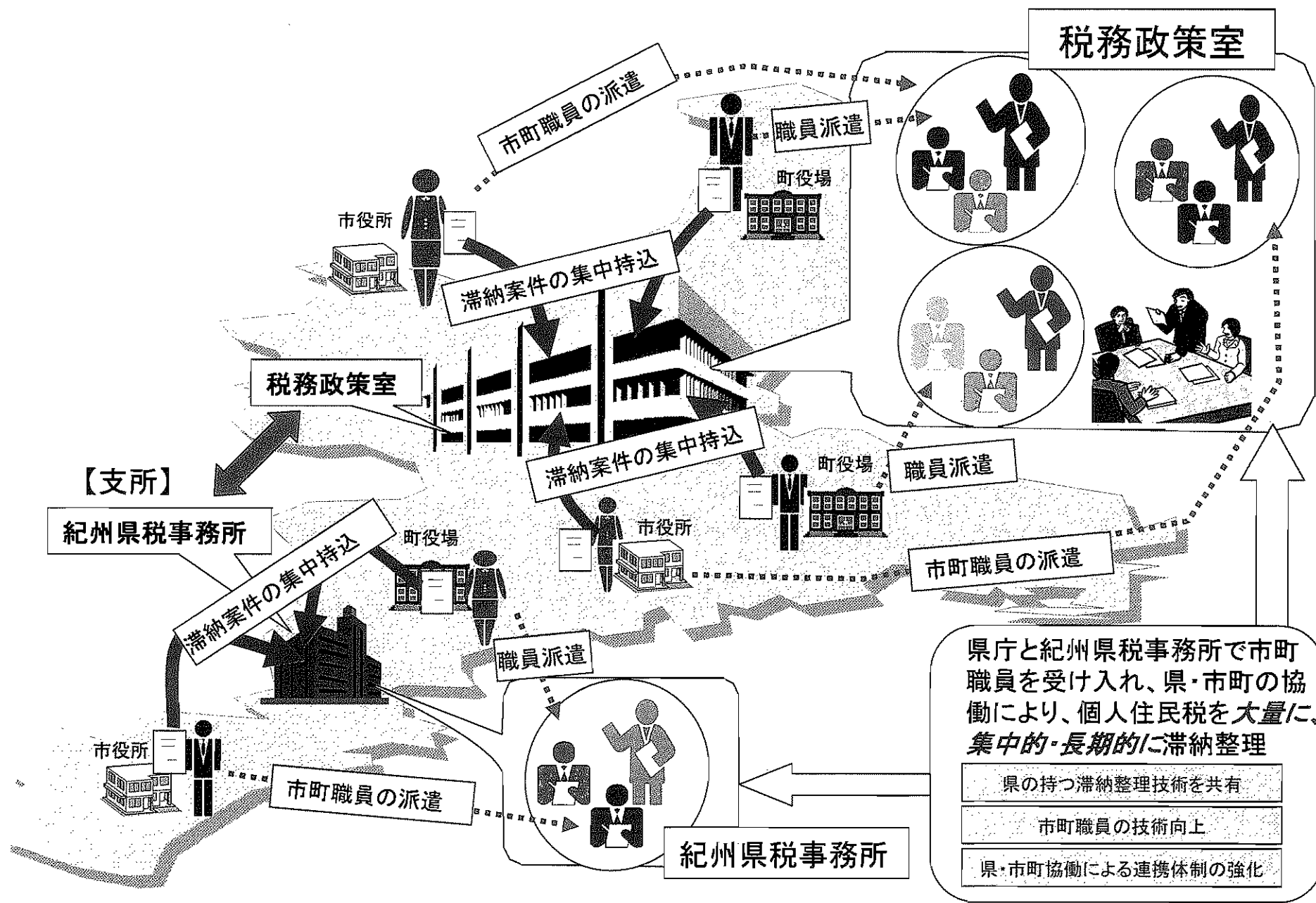
- ・ 事業所への訪問又は電話による周知： 936事業所
- ・ 事業所へ郵送等による周知： 127, 272事業所
- ・ 各種関係団体等への訪問： 106箇所
- ・ 県内29市町の広報誌11月号、12月号に掲載
- ・ 県広報紙「県政だよりみえ」の11月号と12月号に掲載
- ・ 県ホームページにて内容の周知（10月～）

なお、本取組は複数年をかけて実施する予定です。

※個人住民税の特別徴収

給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（個人市町民税＋個人県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

個人住民税特別滞納整理班について



平成21年度三重県一般会計補正予算（第13号）について

（県税関係・伊勢庁舎建設工事について）

1 県税関係について

1) 県税収入

平成21年度県税収入については、個人県民税（配当割）は企業収益の悪化や投資信託の低迷による配当の減により1億8,500万円、軽油引取税は物流の減少による軽油消費量の減により2億4,100万円をそれぞれ減額するとともに、一方、地方消費税は輸出の減に伴う還付額の減による譲渡割の増及び輸入の回復に伴う貨物割の増により10億8,900万円の増額、ゴルフ場利用税は利用人員の増により6,300万円の増額となることから、県税全体で、現計予算額に対し約2億9,600万円増額の2,091億1,600万円になると見込んでいます。

（単位：百万円、%）

事 項 税 目	現計予算額 (12月補正後) (A)	3月補正額 (B)	補正後 予算額 (C)	対現計 (%) (C)/(A)	前年度 決算比 (%)	補正理由
個人県民税	67,222	△185	67,037	99.7	98.8	企業収益の悪化による配当の減及び投資信託の低迷による配当割の減
個人事業税	2,311	△155	2,156	93.3	89.0	景気低迷による事業所得の減
地方消費税	35,219	1,089	36,308	103.1	104.5	譲渡割：輸出の減に伴う還付額（控除額）の減による増 貨物割：輸入の回復による増
不動産取得税	5,135	△153	4,982	97.0	65.6	不動産取引の減
県たばこ税	3,541	△122	3,419	96.6	94.1	消費数量の減
ゴルフ場利用税	2,347	63	2,410	102.7	100.2	利用人員の増
軽油引取税	21,435	△241	21,194	98.9	95.4	物流の減少による軽油消費量の減
その他の税	71,610	0	71,610	100.0	56.6	
県税計	208,820	296	209,116	100.1	78.2	
地方消費税清算金	34,042	667	34,709	102.0	108.1	全国の地方消費税収入の増
地方法人特別譲与税	11,671	△2,438	9,233	79.1	皆増	企業収益の悪化による減
地方揮発油譲与税 (地方道路譲与税)	3,245	△92	3,153	97.2	98.5	譲与額の減
石油ガス譲与税	215	△28	187	87.0	89.8	譲与額の減
譲与税計	15,131	△2,558	12,573	83.1	369.0	
合 計	257,993	△1,595	256,398	99.4	84.6	

2) 県税過誤納金等還付金

県税過誤納金等還付金については、企業収益の大幅な減収により、中間申告等により納付された法人二税の還付金が大幅に増加することが判明したため、平成21年8月に66億5,700万円の増額補正をし、約137億400万円の現計予算となったところです。

8月補正の算定においては、主要な法人についてはアンケート調査結果等を参考に、また、それ以外の法人については中間申告額のうち8割が還付になると想定していましたが、これまでの還付実績と今後の還付見込みにより、最終的に124億1,100万円になると見込んでいます。そのため、今回の補正において、約12億9,300万円の減額補正を計上しています。

(単位：百万円、%)

事 項 税 目	当初予算額 (A)	8月補正額 (B)	現計予算額 (A)+(B)=(C)	3月補正額 (D)	補正後 予算額 (C)+(D)=(E)	対現計 (%) (E)/(C)	前年度 決算比 (%)
法 人 二 税	6,596	6,657	13,253	△ 1,293	11,960	90.2	535.1
そ の 他	451	-	451	-	451	100.0	118.1
合 計	7,047	6,657	13,704	△ 1,293	12,411	90.6	474.2

2 伊勢庁舎建設工事について

1) 住宅地の安全確認のための調査状況

- (1) 工事現場南側の隣接地で被害が生じた住宅の安全性確認のため、亀裂の変化を、12月4日から毎日朝夕継続して観測しています。
- (2) 12月4日から1月中旬までに、亀裂の幅が平均2ミリ拡大し、宅地地盤は水平方向に平均3ミリ移動、高さ方向に平均5ミリ沈下しましたが、1月下旬以降、ほとんど変化が無い状態が続いていることから、現在は安定していると判断しています。
- (3) 今後も亀裂の変化を観測し、住宅地に影響を及ぼす恐れがあるうちは継続したいと考えています。

2) 住民の方々への対応

- (1) 玄関ドアの不具合や亀裂の拡大に対して、修理や雨水の浸入を防ぐ措置などを緊急に行う一方、昨年12月に3回、1月と2月に各1回の計5回、住民説明会を開催しました。
- (2) このうち12月の説明会では、
 - ・工事を一時中止すること、
 - ・各宅地において亀裂の変化を観測すること、
 - ・12月から1月にかけて地層の構成を把握する地質調査や土の性質を把握する試験を実施すること、
 - ・2月から3月にかけて原因を特定していくこと、などを説明しました。

住民の方々には、敷地への立入や敷地内での地質調査などについてご理解いただきましたが、県に対して今後の対応を早期に明確にするよう強く求められています。

- (3) 1月、2月の説明会では、地質調査の結果や有識者の現地調査時の意見を説明しましたが、住民の方々からは、県の対応が遅いとの意見も多く、早期解決方策を1日も早く説明するよう、強く求められました。

3) 原因特定に向けた調査の状況

- (1) 12月から1月にかけて実施した地質調査に基づき、工事現場から住宅地までの一連の地層構成を把握するとともに、地盤の滑りや沈下の可能性に関連する土の粒子の大きさや水の通しやすさ、圧縮強さなどの試験結果を提示して有識者の現地調査を受けました。
- (2) 有識者からは、住宅地の盛土自体が元々脆弱なようであるが、法面の状態、地下水の影響や地盤の沈下について、さらに確認する必要がある等の助言を受けました。

- (3) この助言を参考として、住宅地法面における空洞の大きさを調査するとともに、2月1日から県土整備部内に土木職及び建築職で構成する調査チームを設置し、現在、地盤の変位が生じた原因の特定を急いでいます。
- (4) これまでの調査から、住宅地は谷筋に土などを盛って造成されたものであり、土質は不均一で、隙間が多く土粒子が流出し易い状態であることがわかりました。
- (5) また、今回の住宅地の変位は、「軟弱地であるため何年か置きに住宅を補修してきた」との住民の方々からの説明もありますが、庁舎工事に伴ってさらに盛土が沈下した結果生じたものであり、降雨や、工事による地下水の汲み上げと関連する動きが認められることなどを把握できました。
- (6) このため、地下水位の低下により盛土内の土粒子が吸い出されたとの仮説を立て、現在、その妥当性について検討しています。

4) 今後の対応

- (1) 引続き亀裂の変化を観測して住宅地の安全性を確認し、随時住民の方々とは情報共有しながら、3月末を目途に原因を特定してまいります。
- (2) その後、さらに有識者の意見も参考に、住民の方々に対して調査結果を説明し理解を得た上で、早期に対応策を実施してまいります。
- (3) 原因を特定した後、契約内容等を勘案しながら、責任の所在についても明らかにしてまいります。

5) 補正予算の計上

(1) 歳出

(単位：千円)

事業名	事項	現計予算額	今回の補正額	補正後の予算額
地域庁舎整備事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・地域庁舎整備事業費のうち、伊勢庁舎の建設工事隣接地において発生したひび割れ等の原因の特定等のための調査経費 <ul style="list-style-type: none"> ・法面地質調査 (地質調査、地下水位観測調査) ・地質解析 (地盤解析調査) 	—	11,144	11,144
			6,570	
			4,574	

(2) 繰越明許費

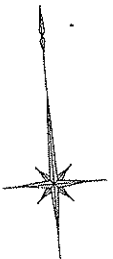
(単位：千円)

事業名	金額
地域庁舎整備事業費	764,089

伊勢庁舎建設工事の状況について

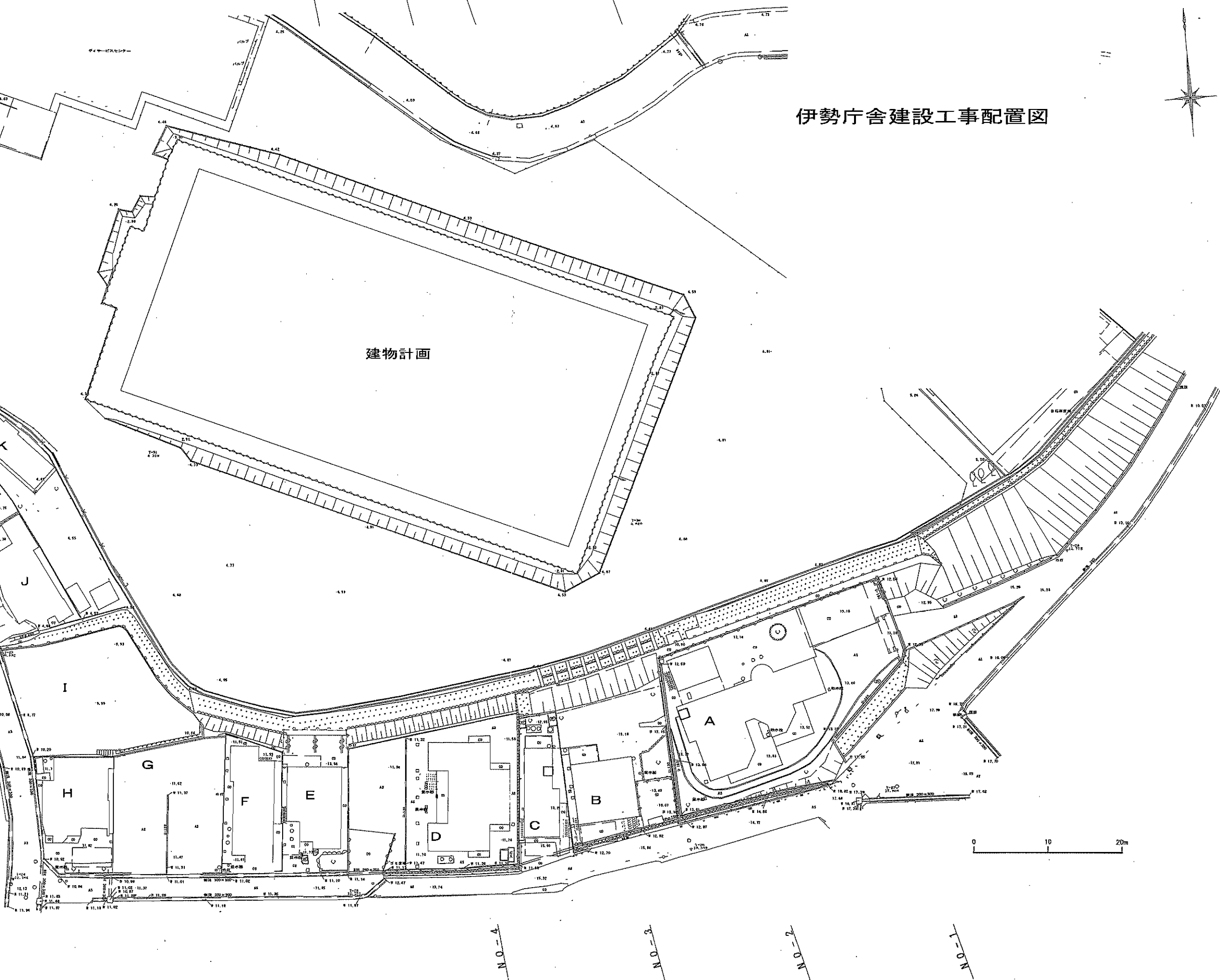
	平成22年												備考	
	11月	12月		1月	2月		3月		4月					
住民説明会		住民説明会 ◆ (12/3)(12/7)	住民説明会 ◆ (12/21)		住民説明会 ◆ (1/29)		住民説明会 ◆ (2/26)							
安全確認のための調査	変状の通報 ◆ (11/16)	変位状況観測(南側住宅地の亀裂等において1日2回観測) (12/4 ~ 継続中)												
		変位状況観測(南側住宅地の標高、基準点からの距離、擁壁の変位量を1日1回観測) (12/6 ~ 継続中)												
原因特定のための調査					工事開始前の変位との対比調査 ◆ (2/5 ~ 2/7)									
					法面の空洞調査 ◆ (2/8 ~ 2/9)									
		有識者相談 ◆ (12/7)			有識者現地調査 ◆ (2/4)		有識者現地調査 ◆ (2/22)							
		地質調査 ← (12/21 ~ 2/18) →												
									地下水位観測調査 ← (2/25 ~ 3/21) →		地下水位観測の継続 -----			
									原因特定のための地盤の解析調査 ← (2/3 ~ 3/29) →					
三重県の対応状況	11/16~12/4 ・住民説明会(12/3) ・応急対応 ・周辺状況調査 ・戸別に変位状況聴取 ・資料整理、状況把握 ・観測計画検討 ・必要調査の抽出		12/4~12/21 ・住民説明会(12/7, 21) ・応急対応 ・戸別に変位状況聴取 ・変位状況観測 ・有識者相談		12/21~2/3 ・住民説明会(1/29) ・応急対応 ・戸別に変位状況聴取 ・変位状況観測		2/3~2/26 ・有識者現地調査 ・工事開始前の変位との対比調査 ・法面の空洞調査 ・変位状況観測		2/26~3月下旬 ・住民説明会(2/26) ・変位状況観測 ・有識者相談 ・原因特定検討 ・対策工法の概略検討		(今後の対応) ・住民説明会 原因と対策について			
伊勢庁舎本館等建築工事	←----- (12/4 ~) -----													

伊勢庁舎建設工事配置図



建物計画

凡	号	名	称
山		荒	地
U		園	庭(木)
A		針	葉樹林
o		広	葉樹林
o		竹	林
△		電	力柱
○		外	灯
◎		ポ	ンプ
○		カー	ミラー
◎		マン	ホール
◎		仕	切弁
◎		止	水弁
◎		バル	ブ
◎		花	壇
■		ア	スファルト舗装
■		コ	ンクリート
■		既	設構(鉄骨)
■		矢	板
■		掘	削へい
■		生	壁
■		既	設構(鉄-ドレール)
■		法	面
■		土	がけ(削土)
■		礎	石
■		石	積敷
■		コ	ンクリート被覆
■		ブ	ロック被覆



◎所管事項

1 平成22年度税制改正等に伴う県税条例改正の概要について

1 三重県県税条例の改正について

平成22年度の地方税法等の改正などにより、下記のとおり三重県県税条例の一部改正を予定しています。

なお、「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会において可決・成立した後、速やかに条例の一部改正案を県議会に提出いたしたい。

(1) 個人住民税の扶養控除の見直し（平成24年度以後の個人住民税に適用）

所得税における扶養控除及び個人住民税における扶養控除の見直しに伴い、扶養控除に係る申告手続きについて所要の整備を行います。

※ 個人住民税における扶養控除見直しの主な内容

- ① 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）の廃止
- ② 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）の廃止

扶養控除の見直しに伴う影響額：24億6,780万円増
 ※ 平成24年度分の県税収入から影響があります。

(2) 暫定税率の廃止（平成22年4月1日施行）

① 軽油引取税及び自動車取得税について、現行の10年間（平成30年3月31日まで）の暫定税率（本則税率に上乗せされている税率分）を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持します。

	(現行)		(改正案)
自動車取得税	暫定税率	➡	本則税率 + 上乗せ
	5% (自家用) 3% (営業用)		3% + 2% ----- 3% (上乗せなし)
軽油引取税	32.1 円/ℓ	➡	15 円/ℓ + 17.1 円/ℓ
(参考)揮発油税	48.6 円/ℓ		24.3 円/ℓ + 24.3 円/ℓ
(参考)地方揮発油税	5.2 円/ℓ		4.4 円/ℓ + 0.8 円/ℓ

② ガソリン価格の高騰時における軽油引取税（上乗せ税率分）の課税停止措置
 現在の税率水準の維持と併せて、ガソリン価格の異常な高騰が続いた場合に、軽油引取税について本則税率を上回る部分の課税を停止する制度を新設します。

※ ガソリン価格が連続3か月にわたって1リットルにつき160円を超えた場合、軽油引取税における本則税率を上回る部分（17.1円）の課税を停止します。また、この場合において、ガソリン価格が連続3か月にわたって1リットルにつき130円を下回った場合は元の税率水準に復元します。

(3) 自動車取得税及び自動車税における軽減措置等の拡充・延長

① 自動車取得税（平成 22 年 4 月 1 日施行）

自動車取得税における時限的軽減措置等について、その対象に一定の排出ガス性能等を備えた車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のバス・トラックを追加するとともに、低燃費車特例（新車を除く）については平成 24 年 3 月 31 日まで、ディーゼル車特例については平成 22 年 8 月 31 日まで（一部は平成 23 年 8 月 31 日まで）適用期間を延長します。

改正の影響額：1,000 万円減

② 自動車税（平成 22 年 4 月 1 日施行）

「自動車のグリーン化」について、プラグインハイブリッド自動車を追加するなど軽減対象の見直しを行うとともに、平成 24 年 3 月 31 日まで適用期間を延長します。

(4) たばこ税の税率の引き上げ（平成 22 年 10 月 1 日施行）

平成 22 年 10 月 1 日以後に売渡し等が行われる製造たばこについて、税率を引き上げます。

		(現行)	(改正案)	(引き上げ額)
県たばこ税	(1 本当たり)	1,074 円	1,504 円	0.43 円
(参考)市町村たばこ税	(1 本当たり)	3,298 円	4,618 円	1.32 円
(参考)国たばこ税 [※]	(1 本当たり)	4,372 円	6,122 円	1.75 円
合計		8,744 円	12,244 円	3.5 円

※ 表中の金額は、旧三級品以外の製造たばこ 1 本当たりの税率

注) 国たばこ税とたばこ特別税を合わせた税率

改正の影響額：1 億 600 万円増

(5) 不動産取得税における税負担軽減措置の見直し（平成 22 年 4 月 1 日施行）

地方税法に規定された税負担軽減措置で特定の政策目的により税負担の軽減等を行っているものについて廃止・延長等を行います。

【主な見直し項目】

- ・ 国の補助等を受けて取得する共同利用施設に係る特例→廃止
- ・ 農地等のあっせん等に係る特例→廃止
- ・ 認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例→2 年間の延長
- ・ 周産期医療施設に係る課税標準の特例→6 年間の延長を行ったうえで廃止

改正の影響額：1,600 万円増

(6) 法人二税における課税標準の算定方法の見直し (平成 22 年 10 月 1 日施行)

清算所得課税を廃止し、課税標準の算定方法を変更します。

また、一人オーナー課税における損金不算入制度の廃止など国税である法人税に係る制度改正に伴い、法人事業税においても課税標準の算定方法等について変更を行います。

改正の影響額：3,000 万円減

(7) 個人県民税に係る徴収取扱費交付金の特例措置 (平成 22 年度課税分のみ適用)

県が市町に対して交付する徴収取扱費交付金について、所得税確定申告データの地方団体への電子的送付の開始に伴い、市町における税務システム改修経費等の経費負担の増加が見込まれるため、納税義務者一人当たり 3,000 円を 3,300 円とします。

(8) 自動車税納税証明書の構造等変更検査への用途拡大 (平成 22 年 4 月 1 日施行)

従来、継続検査時に必要であった自動車税納税証明書が、道路運送車両法の改正により、平成 22 年 4 月 1 日から軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車に係る構造等変更検査においても必要となることに伴い、自動車税納税証明書の交付用途に構造等変更検査を追加します。

(9) 免税軽油使用者証の有効期間の延長 (平成 22 年 4 月 1 日施行)

免税軽油の引取りに必要な免税証の交付を受けるために必要となる免税軽油使用者証の有効期間を、利用者の利便性向上の観点から、現行「2 年」から原則として「3 年」とします。

【改正後の有効期間】

- ① 地方税法第 144 条の 6 に規定している石油化学製品の製造事業者がエチレンその他の石油化学製品の原料などに用いる軽油 → 3 年
- ② ①以外の用途に用いる軽油 → 地方税法附則第 12 条の 2 の 4 で定められた免税措置の適用期間が切れる平成 24 年 3 月 31 日まで。

(10) ゴルフ場利用税における課税免除制度の新設 (平成 22 年 4 月 1 日施行)

本県のスポーツ振興の観点から、三重県及び財団法人三重県体育協会が共同して主催するゴルフ競技会において、参加選手がゴルフを行う場合のゴルフ場利用税の課税を免除する制度を新設します。

2 その他県税関係の条例改正について

「三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例」については、今通常国会において成立した過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴う省令等の内容が判明した後、新制度に対応する条例改正案を議会に提出いたしたい。

新車に係る自動車取得税の軽減措置の概要

下線部：平成22年度税制改正に係るもの

時限的軽減措置

区分	車両総重量等	要件	軽減内容	新車登録の時期	
電気自動車	—	—	非課税	H21.4.1 ～H24.3.31	
天然ガス自動車	3.5トン以下	H17 排出ガス規制に適合し、同基準値より75%以上NO _x を低減			
	3.5トン超	H17 排出ガス規制に適合し、同基準値より10%以上NO _x を低減			
プラグインハイブリッド自動車	—	—			
ハイブリッド自動車	3.5トン以下(3.5トン超のバス・トラック以外)	H17 排出ガス規制に適合し、同基準値より75%以上NO _x を低減 かつ H22 燃費基準+25%達成			
	3.5トン超のバス・トラック	H17 排出ガス規制に適合し、同基準値より10%以上NO _x またはPMを低減 かつ H27 燃費基準達成			
クリーンディーゼル乗用車	3.5トン以下	H21 排出ガス規制に適合			
低燃費車	—	H17 排出ガス基準75%低減達成 かつ H22 燃費基準+25%達成			75%軽減
	<u>2.5トン超 3.5トン以下のバス・トラック</u>	<u>H17 排出ガス基準75%低減達成</u> <u>かつ H27 燃費基準達成</u>			
	—	H17 排出ガス基準75%低減達成 かつ H22 燃費基準+15%達成			50%軽減
	<u>2.5トン超 3.5トン以下のバス・トラック</u>	<u>H17 排出ガス基準50%低減達成</u> <u>かつ H27 燃費基準達成</u>			
環境性能に優れた大型ディーゼル車	<u>2.5トン超 3.5トン以下のバス・トラック</u>	<u>H21 排出ガス規制に適合</u> <u>かつ H27 燃費基準達成</u>	75%軽減		
	3.5トン超 12トン以下	H22 排出ガス規制に適合 かつ H27 燃費基準達成			
	12トン超	H21 排出ガス規制に適合 かつ H27 燃費基準達成			
	3.5トン超	H17 排出ガス規制に適合し、同基準値より10%以上NO _x またはPMを低減 かつ H27 燃費基準達成	50%軽減		

中古自動車に係る自動車取得税の軽減措置の概要

下線部：平成 22 年度税制改正
に係るもの

低燃費車特例

区分	車両総重量等	要件	軽減内容	取得期間
—	—	H17 排出ガス基準 75%低減達成 かつ H22 燃費基準 + 25% 達成車	取得価額から 30 万円控除	<u>H22.4.1～H24.3.31</u>
	<u>2.5トン超 3.5トン以下 のバス・トラック</u>	<u>H17 排出ガス基準 75%低減達成 かつ H27 燃費基準達成車</u>		
	—	H17 排出ガス基準 75%低減達成 かつ H22 燃費基準 + 15% 達成車	取得価額から 15 万円控除	<u>H22.4.1～H24.3.31</u>
	<u>2.5トン超 3.5トン以下 のバス・トラック</u>	<u>H17 排出ガス基準 50%低減達成 かつ H27 度燃費基準達成車</u>		

低公害車特例

区分	車両総重量等	要件	軽減内容	取得期間
電気自動車	—	—	2.7%軽減	H21.4.1～H24.3.31
天然ガス自動車	3.5トン超の バス・トラック	H17 排出ガス規制に適合し、同基 準値より 10%以上NO _x を低減		
	3.5トン以下の 乗用車	H17 排出ガス基準 75%低減達成		
ハイブリッド自動車	バス・トラック	H17 排出ガス規制に適合し、同基 準値より 10%以上NO _x または PM を低減 かつ H27 燃費基準達成 車		
	乗用車	H17 排出ガス基準 75%低減達成 かつ H22 燃費基準 + 25% 達成車	1.6%軽減	
プラグインハイブ リッド自動車	—	—	2.4%軽減	

ディーゼル車特例

区分	車両総重量等	要件	軽減内容	取得期間
ディーゼルバス・ト ラック	<u>2.5トン超 3.5トン以下</u>	H21 排出ガス規制 (ポスト新長期 規制) に適合し、かつ、H27 燃費 基準達成車	<u>1%軽減</u>	<u>H22.4.1～H22.8.31</u>
	3.5トン超 12トン以下		2%軽減	<u>H22.4.1～H22.9.30</u>
			1%軽減	<u>H22.10.1～ H23.8.31</u>
	12トン超		1%軽減	<u>H22.4.1～H22.8.31</u>
ディーゼル乗用車	—	H21 排出ガス規制 (ポスト新長期 規制) に適合	税率から 0.5% 軽減	<u>H22.4.1～H22.8.31</u>

自動車税のグリーン化の概要

下線部：平成 22 年度税制改正
に係るもの

1 軽減措置

区分	車両総重量	要件	軽減内容	新車新規登録年度	軽減される年度
電気自動車	—	—	概ね 50%軽減	平成 20 年度 平成 21 年度 <u>平成 22 年度</u> <u>平成 23 年度</u>	平成 21 年度 平成 22 年度 <u>平成 23 年度</u> <u>平成 24 年度</u>
天然ガス自動車	3.5トン以下	H17 排出ガス規制に適合し、同基準値より75%以上NO _x を低減			
	3.5トン超	H17 排出ガス規制に適合し、同基準値より10%以上NO _x を低減			
<u>プラグインハイブリッド車</u>	—	—			
その他	—	H22 燃費基準+25%かつ H17 排出ガス基準75%低減達成	平成 20 年度 平成 21 年度 <u>平成 22 年度</u> <u>平成 23 年度</u>	平成 21 年度 平成 22 年度 <u>平成 23 年度</u> <u>平成 24 年度</u>	
その他	—	H22 燃費基準+15%かつ H17 排出ガス基準75%低減達成	概ね 25%軽減	平成 20 年度 平成 21 年度 <u>※ 平成 22 年度以降の取得に対しては適用なし(廃止)</u>	平成 21 年度 平成 22 年度

2 重課措置

特例の適用対象	措置内容
新車新規登録から 11 年を超えているディーゼル車	翌年度から標準税率より概ね 10%重課（毎年度）
新車新規登録から 13 年を超えているガソリン車等	

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被牽引車は除きます。